

事務連絡
令和7年12月17日

厚生労働省保険局国民健康保険課 御中

神奈川県健康医療局保健医療部医療保険課

国民健康保険事業等に関する要望書の送付について

日頃から、市町村及び都道府県の行う国民健康保険事業の運営にあたり、財政支援をはじめ助言指導など、ご尽力をいただいていることに、感謝申し上げます。

さて、神奈川県では、去る11月27日に開催された国民健康保険協議会（市町村国保主管課長及び国保連で構成。国保法第82条の2第7項による連携会議。）において、別添の「子ども・子育て支援金制度の創設に伴う支援納付金に係る保険料負担が実質負担増とならないよう財政支援措置の実施等を求める要望書」を厚生労働省に提出する方向について全会一致で確認されました。

この要望の内容については、市町村国保だけでなく国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合にも関係することから、これまでの県主催の主管課長等会議の確認を通じた国への要望に準じて国民健康保険と後期高齢者医療制度の県内保険者の総意として要望をあげることで、この度、県として取りまとめたところです。

この要望については、特に回答を求めるものではありませんが、令和8年度の保険料設定において非常に重要な課題と考えており、今後の厚生労働省及び関係省庁における事業展開において、参考にしていただきますよう要請する次第です。

また、要望内容は、後期高齢者医療制度にも関わるものでもあることから、関係所属に御展開いただきますようよろしくお願いします。

なお、本県からは、令和5年6月20日付けで、今回と同様に、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険者の意見に基づき「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る要望書」を提出していることを申し添えます。

問合せ先

医療保険課保険者指導グループ 神田、池村

電話 (045) 210-4881

Email ouhuku-kokuhoshidou@pref.kanagawa.lg.jp

子ども・子育て支援金制度の創設に伴う支援納付金に係る保険料負担が 実質負担増とならないよう財政支援措置の実施等を求める要望書

「若者・子育て世代の所得を増やす」「社会全体の構造や意識を変える」「すべての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援する」を基本理念として、令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」を受け、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「改正法」という）が成立し、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設され、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の保険者は、新たに子ども・子育て支援納付金に係る保険料を被保険者に求めることとなりました。

新たな社会保険料負担について、「こども未来戦略」では「賃上げと歳出改革により実質的な負担は生じない」としており、改正法附則第47条においても明記されたところです。

現在、国民健康保険の保険者においては、令和8年度予算編成を、政府の示す係数等に基づき都道府県が示す国保事業費納付金等をもとに進めているところです。制度改革等により後期高齢者支援金や介護納付金の一人当たり保険料負担額はほぼ前年度水準となっていますが、基礎賦課分保険料は増加する見込みです。そうした中、国民健康保険制度の被保険者は、無所得者や不安定雇用労働者、中小零細企業従事者、年金所得者が多く、応益保険料を徴収する保険料賦課方式であることにより、被用者保険に加入する雇用労働者と異なり、賃上げ効果をそのまま享受することが困難であることから、子ども・子育て支援納付金に係る保険料が実質的に新たな負担増となる見込みとなっています。

また、後期高齢者医療制度の保険料も、制度改革等による負担増を除いても、子ども・子育て支援納付金に係る保険料が実質的に新たな負担増となる見込みで、財政安定化基金からの取崩しを行った場合でも大幅な保険料引き上げが見込まれています。

今後、条例改正案により子ども・子育て支援納付金に係る保険料を新たに賦課する項目等を新設するとともに、予算案により保険料率等を示すこととなりますが、議会及び被保険者に対し「実質的な負担は生じない」と説明することが極めて困難な状況が生まれています。

子ども・子育て支援納付金に係る保険料について、政府が「実質的な負担は生じない」としたことを踏まえ、次のことを要望しますので、こども家庭庁をはじめ関係省庁へも働きかけ、具体策を速やかに検討されますよう要望します。

- 1 子ども・子育て支援納付金に係る保険料が「実質的な負担増」とならないことについて、政府の責任において議会及び被保険者の理解促進を図ること。そのための説明資料を速やかに作成し政府の責任において周知すること。

- 2 「実質的な負担増」となる場合、改正法附則第 47 条第 5 項に基づき、必要な財政支援措置等を速やかに行うこと。

令和7年12月17日

厚生労働省保険局長 様

神奈川県国民健康保険・後期高齢者医療制度主管課長等一同

横浜市、川崎市、相模原市
横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市
秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市
葉山町、寒川町、大磯町、二宮町
中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
箱根町、真鶴町、湯河原町
愛川町、清川村

神奈川県医師国保組合、神奈川県歯科医師国保組合
神奈川県食品衛生国保組合、神奈川県薬剤師国保組合
神奈川県建設業国保組合、神奈川県建設連合国保組合

神奈川県後期高齢者医療広域連合

神奈川県